議案第74号

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を 改正する条例制定の件

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正 する条例

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例(平成20年鹿児島 県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(提案理由)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団 体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。